

平成25年第3回当別町議会定例会 第1日

平成25年6月11日（火曜日） 午前10時00分開会

議事日程（第1号）

開会・開議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 常任委員会委員の選任

議会運営委員会委員の選任

第 4 議会広報特別委員会委員の選任

第 5 諸般の報告

第 6 行政報告 情報公開制度の実施状況について

「当別音頭」の無形文化財指定について

第 7 請願・陳情審査付託の件

散 会

午前10時00分開議

出席議員（17名）

1番	山田明君	2番	古谷陽一君
3番	宮司正毅君	4番	渋谷俊和君
5番	稲村勝俊君	6番	石川和栄君
7番	臼杵英男君	8番	小早川孝男君
9番	神林俊一君	10番	岡野喜代治君
11番	市川正君	12番	桐井信征君
13番	島田裕司君	14番	竹田和雄君
15番	柏樹正君	16番	後藤正洋君
17番	高谷茂君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	泉亭俊彦君
副町長	近藤充徳君
総務部長	加賀谷定歳君
総務課長	野村雅史君
財政課長	江口昇君
企画部長	増輪肇君
美しいまちづくり課長	熊谷康弘君
まちの未来推進室長	舘田博道君
住民環境部長	森田至君
環境生活課長	中出徳昭君
福祉部長	高橋通君
福祉課長	高取真由美君
経済部長	竹原陽一君
農林課長	三上晶君
建設水道部長	堤和弘君
建設課長	高松悟志君
教育部長	小山久夫君
管理課長	山田敏行君
代表監査委員	米口稔君

教育委員長	白井 応隆 君
教 育 長	山内 秀治 君

事務局職員出席者

事務局 長	滝本 隆志 君
次 長	五十嵐 一夫 君
主 幹	小川 義則 君
係 長	浦島 卓 君

◎開会・開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（高谷 茂君） おはようございます。ただいまの出席議員17名、定足数に達しておりますので、平成25年第3回当別町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（高谷 茂君） 議事日程ですが、さきに配付されております日程表により議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（高谷 茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第118条の規定により、

12番 桐井 信征 君

13番 島田 裕司 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（高谷 茂君） 日程第2、会期の決定ですが、さきに議会運営委員会を開催し、協議の結果、平成25年6月11日から6月17日までの7日間といたしましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、6月11日から6月17日までの7日間とすることに決定いたしました。

◎常任委員会委員、議会運営委員会委員の選任

○議長（高谷 茂君） 日程第3、各常任委員会の委員の選任、議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長指名としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、各常任委員会委員、議会運営委員会委員は私のほうから名前を読み上げさせていただきます。

総務文教厚生常任委員会、市川議員、後藤議員、山田議員、神林議員、宮司議員、小早川議員、高谷本人、石川議員、渋谷議員、以上9名といたします。

次に、産業建設常任委員会、稲村議員、岡野議員、古谷議員、竹田議員、島田議員、白杵議員、桐井議員、柏樹議員、以上8名といたします。

次に、議会運営委員会、岡野議員、稲村議員、神林議員、竹田議員、白杵議員、桐井議員、柏樹議員の7名といたしました。

以上、指名をしました委員に選任することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、以上のように選任を決定いたしました。

休憩をいたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時04分

○副議長（後藤正洋君） 再開いたします。

お諮りいたします。総務文教厚生常任委員会委員に選任されました議長から常任委員を辞任したい旨申し出がありました。議長の職責上、個々の委員会に所属することは適当ではないので、この際、総務文教厚生常任委員会委員を辞任したいとするものであります。

辞任について許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議長の総務文教厚生常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時06分

○議長（高谷 茂君） 再開いたします。

次に、委員会条例第8条第2項の規定により、各常任委員会、議会運営委員会の正副委員長長の互選をお願いします。

休憩をいたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時13分

○議長（高谷 茂君） 再開いたします。

各常任委員会及び議会運営委員会より、正副委員長の互選の結果が議長の手元に届いております。

総務文教厚生常任委員会	委員長	市川 正君
	副委員長	小早川孝男君
産業建設常任委員会	委員長	稲村 勝俊君
	副委員長	古谷 陽一君
議会運営委員会	委員長	神林 俊一君
	副委員長	岡野喜代治君

ただいまの報告のとおり、各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長が決定いたしました。

各常任委員長及び議会運営委員長から就任のご挨拶をお願いいたします。

総務文教厚生常任委員会委員長、市川君。

○総務文教厚生常任委員会委員長（市川 正君） おはようございます。先ほど総務文教厚生常任委員会の会合を持ちまして、ただいま議長から報告がありましたように満場一致の推薦をいただきまして、凶らずも私常任委員長、小早川委員を副委員長と推薦をいただきましたことに心からお礼を申し上げたいと思います。しかしながら、総務文教厚生常任委員会は幅の広い範囲でございまして、それぞれ各委員さんの協力をいただきながら、残された2年間しっかりと務めてまいりたいと思いますし、あわせて関係部局の皆様方にも絶大なるご協力を心からお願いを申し上げまして、簡単でございますけれども、一言就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（高谷 茂君） 産業建設常任委員会委員長、稲村君。

○産業建設常任委員会委員長（稲村勝俊君） 一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま議長より報告がございました。先ほどの委員会の中で委員各位のご推薦をいただきましたことを心からお礼を申し上げたいというふうに思います。当別町議会は、今、議会改革を進めているところでございます。より充実した委員会運営が今求められているのだというふうに思います。委員各位のご協力とご指導を心からお願いを申し上げまして、委員長、副委員長の就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（高谷 茂君） 議会運営委員会委員長、神林君。

○議会運営委員会委員長（神林俊一君） ただいま議長のほうから議会運営委員会の委員

長というご指名をいただきました。もとより私はそんな器でもなく、大変大きな責任を感じております。お集まりの議員の皆様、そして町長を初めとする参与の方々の特段のご協力とご理解をいただきながら、私が委員長、岡野さんが副委員長ということで2年間議会運営のほうに進行に携わってまいりたいというふうに考えますので、どうぞよろしくご協力をお願いを申し上げて、委員長就任のご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。
(拍手)



◎議会広報特別委員会委員の選任

○議長（高谷 茂君） 日程第4、議会広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長指名としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、指名をいたします。

山田議員、宮司議員、小早川議員、石川議員、柏樹議員。

ただいま指名のとおり選任することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） ただいま指名したとおり、選任することに決定をいたしました。

次に、委員会条例第8条第2項の規定により、議会広報特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時23分

○議長（高谷 茂君） 再開いたします。

議会広報特別委員会の正副委員長の互選結果が議長の手元に届いております。

議会広報特別委員会 委員長 柏樹 正君

副委員長 山田 明君

ただいまの報告どおり、議会広報特別委員会の正副委員長が決定をいたしました。

それでは、議会広報特別委員会委員長から就任のご挨拶をいただきます。

柏樹君。

○議会広報特別委員会委員長（柏樹 正君） ただいま広報委員会互選の結果、私を委員長に、山田明委員を副委員長にということで決まりました。この2年間、特に議会広報委員会の活動というのは議会改革の中で非常に大きな役割を果たしてきましたし、今回の改

選に当たっても広報の役割、先日行われた議会報告会等で住民にどう議会の様子を知らせていくか、それからまた逆に住民の声をどう反映させていくかという点での議会側の役割がすごく重要になっている、こういうときに委員長、副委員長を仰せつかったわけであります。議員の皆さんのご協力で、また参与の皆さんとも力を合わせて当別がよくなるように、住民に今までは広報の編集を中心として広報委員会やってきましたけれども、それをさらに広げて広聴的な役目も研究しながら、よりよい広報活動ができるように努力をしてまいりたいと思いますので、皆さんのご協力もあわせてお願いしながら、就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

◇

◎諸般の報告

○議長（高谷 茂君） 日程第5、諸般の報告を申し上げます。

監査委員より例月出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付しておりますので、ご高覧願います。

次に、議長の出張報告をいたします。

5月28日、29日、東京都で開催された第38回町村議会議長・副議長研修会に出席をいたしました。

6月の6日、7日、東京都で開催された国道451号道路整備促進期成会の平成25年度中央要望に出席をいたしました。

なお、復命書につきましては議会事務局に保管しておりますので、ご了承願います。

以上、報告を終わります。

◇

◎行政報告

○議長（高谷 茂君） 日程第6、行政報告を行います。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 平成25年度第3回当別町定例会において行政報告を行います。

最初に、情報公開制度の実施状況についてであります。当別町情報公開条例第23条及び当別町個人情報保護条例第32条の規定に基づき、平成24年度の実施状況を報告いたします。当別町情報公開条例に基づき実施機関への情報公開請求は5件あり、全て当別町議会に対するものであります。開示請求に対する決定等の内容については、5件の請求全てを開示請求1週間の期限内で541枚の公文書をもって開示としております。また、当別町個人情報保護条例に基づく個人情報の開示請求は、平成25年度において各実施機関ともありませんでした。

以上、開示方法等について請求者から不服申し立てがなかったこともあわせ、平成24年度の情報公開制度実施状況の報告とさせていただきます。

次に、当別音頭の無形文化財指定についてであります。当別町は当別音頭を郷土芸能として未永く保存、伝承し、町の芸術文化の振興にも継続的に寄与していただくために、当別町教育委員会に無形文化財に指定することを申請いたしました。これを受け、教育委員会は当別町文化財調査審議会へ諮問し、同審議会の答申を受け、本年3月27日の平成25年度第4回当別町教育委員会定例会で当別音頭を当別町無形文化財に指定しました。今後当別音頭の伝承、普及活動を進めながら、芸術文化の振興に努め、町民の郷土愛を高め、当別町のまちづくりに大きな役割を果たされることを期待し、当別音頭の保存、継承を支援してまいります。

以上、2件について行政報告とさせていただきます。

○議長（高谷 茂君） 行政報告を終わります。



◎請願・陳情審査付託の件

○議長（高谷 茂君） 日程第7、請願・陳情審査付託の件ですが、お手元に請願・陳情文書表が配付されております。

請願・陳情文書表1番の陳情書につきましては、会議規則第95条及び第92条第1項の規定により総務文教厚生常任委員会に審査終了まで付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。



◎散会の宣告

○議長（高谷 茂君） 以上、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時36分)

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成25年 月 日

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成25年第3回当別町議会定例会 第2日

平成25年6月14日（金曜日） 午前10時開議

議事日程（第2号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

第 3 報告第 1号 平成24年度当別町一般会計繰越明許費繰越計算書について

第 4 報告第 2号 専決処分の承認を求めることについて

（平成24年度当別町一般会計補正予算（第7号））

第 5 報告第 3号 専決処分の承認を求めることについて

（当別町税条例の一部を改正する条例制定について）

報告第 4号 専決処分の承認を求めることについて

（当別町都市計画税条例の一部を改正する条例制定について）

報告第 5号 専決処分の承認を求めることについて

（当別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について）

第 6 報告第 6号 専決処分の承認を求めることについて

（和解及び損害賠償額の決定について）

第 7 報告第 7号 専決処分の承認を求めることについて

（和解及び損害賠償額の決定について）

第 8 報告第 8号 専決処分の承認を求めることについて

（平成25年度当別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））

第 9 議案第 1号 平成25年度当別町一般会計補正予算（第1号）

議案第 2号 当別町子ども・子育て会議条例制定について

第10 議案第 3号 当別町道路線変更について

第11 議案第 4号 ローターリ除雪車購入契約について

第12 議案第 5号 平成25年度当別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

第13 議案第 6号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更の協議について

議案第 7号 北海道市町村総合事務組合規約の変更の協議について

散 会

午前10時00分開議

出席議員（17名）

1番	山田	明君	2番	古谷	陽一君
3番	宮司	正毅君	4番	渋谷	俊和君
5番	稲村	勝俊君	6番	石川	和栄君
7番	臼杵	英男君	8番	小早川	孝男君
9番	神林	俊一君	10番	岡野	喜代治君
11番	市川	正君	12番	桐井	信征君
13番	島田	裕司君	14番	竹田	和雄君
15番	柏樹	正君	16番	後藤	正洋君
17番	高谷	茂君			

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	泉亭	俊彦君
副町長	近藤	充徳君
総務部長	加賀谷	定歳君
総務課長	野村	雅史君
財政課長	江口	昇君
税務課長	山崎	一君
企画部長	増輪	肇君
美しいまちづくり課長	熊谷	康弘君
情報課長	二木	勝義君
住民環境部長	森田	至君
環境生活課長	中出	徳昭君
住民課長	武井	英子君
福祉部長	高橋	通君
福祉課長	高取	真由美君
福祉課参事	辻野	幸一君
子育て推進課長	佐々木	由紀夫君
経済部長	竹原	陽一君
農林課長	三上	晶君
建設水道部長	堤	和弘君

建設課長	高松悟志君
教育部長	小山久夫君
管理課長	山田敏行君
社会教育課長	長谷川敏君
代表監査委員	米口稔君
教育委員長	白井応隆君
教育長	山内秀治君

事務局職員出席者

事務局長	滝本隆志君
次長	五十嵐一夫君
主幹	小川義則君
係長	浦島卓君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○副議長（後藤正洋君） おはようございます。ただいまの出席議員16名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○副議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきに配付されております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○副議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第118条の規定により、

12番 桐井信征君

13番 島田裕司君

を指名いたします。



◎一般質問

○副議長（後藤正洋君） 日程第2、一般質問を行います。

質問順序は、お手元に配付しております一般質問通告一覧により順次行います。

通告1番、桐井君の質問であります。

桐井君。

○12番（桐井信征君） ただいま議長より質問のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。

通告のとおり、初めに町長の姿勢についてということでお伺いをいたします。泉亭町長におかれましては、12年前初当選なされ、出迎えに出られた職員、そして私たち多くの議員の前を颯爽と登庁されたことは、私は今にも鮮明に覚えております。そうした12年間、町長はさまざまな政策の実現、また町民との融和を図るために各種のイベントへの参加の呼びかけ、さらには町民が自分でできることは自分でという自立の精神を推進されてまいりました。そのようなことから、早期健全化団体の4つの指標であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、これを見事にクリアされ、財政健全化に向けた行政指導は高く評価しているところでございます。町長が引退されるというこ

とを聞きまして、本当にこの12年間、私のほうから檀の上からご苦労さまでございましたと申し上げます。

さて、質問でございますが、通告一覧にあるとおり政策及びやりたいと思っていたことはどの程度実現できたとお思いでしょうか。また、やり残したと思うことはあるのでしょうか。私は、泉亭町長と知り合ったのは町長が議員の当時であり、まだ15年程度ではあります。この15年間でいろいろなことを町長から学ばせていただきました。そうした町長との会話をする中で、町長の当別町に対する思い、町民に対する思いをうかがい知ることができました。3期12年を振り返ってみて実現できたこと、またやり残したと思うことはあるのでしょうか、お伺いいたします。

次に、町内会長と行政推進員の各種団体からの人選依頼についてお伺いいたします。町は、現在行政推進員制度を取り入れており、40の行政区のうち39の行政区で町内会長が行政推進員を兼務しているのが現状であります。私たち今、議会改革を進めている中、さまざまな改革に取り組んでいる最中であります。その一つとして、議会報告会をことしの3月の29日に第1回目としてゆとろで町内会長を主体として行いました。その懇談の中でさまざまな意見が出されましたが、今町内会として切実な悩みのご意見を伺うことができました。まず、そのさまざまな意見の中から、町内会の統廃合、分割についてのご意見がありました。平成25年3月1日現在で行政区の中で一番少ない町内会の世帯は38世帯ということでありました。また、一番多い町内会は507世帯と聞いております。1票の格差ではございませんが、13倍の差があるとのことが現状であります。また、一番高齢化率の高いところは65歳以上が51%で、このことを考えると15年後を考えると全ての行政区で65歳以上が50%を超えるのではなかろうかと思われま。このような状態になるのではないかと考えますが、そのようなことから町内会の分割や統廃合の見直しの検討も必要と思われま。このことは通告一覧には書いておりませんので、ここは答弁は求めてはおりません。

もう一点重要なことは、行政や諸団体からの役付の人選をして出してほしいとの依頼があることとあります。今日本の現状、そして当別町の現状もそうでございますが、少子高齢化により生産年齢が減少しております。そのことにより、65歳定年の引き上げや高齢化によって町内会に役員の人選する方がいないのが実態でございます。例えば民生児童委員は必ず出さなければならない。最近では、福祉委員は複数になって2名の推薦をしてほしいなど、かなりの人数を町内会から推薦する必要があります。かなり難しい問題ではあることは事実でございます。私ごとではございますが、私がお世話になっている太美の南町内会の役員の改選期に当たり、私も役員の人選に3度、4度とかかわってまいりました。そのような経験から、私の申し上げたとおりかかわってきた経緯があります。そうした中でさきに申しましたとおり、町内会の役員、特に町内会長の人選に対しては大変苦労した経験がありますので、他の町内会におかれましても同様と思われま。このように大変厳しい町内会の事情のもとで、町は今現在関係している団体で町内会への人選をお願いしている数がどのぐらいあるのかということをお伺いいたします。

また、町の公式行事への参加依頼についてもさきに申し述べてきたとおりであり、高齢化が進み、人選に苦慮している町内会にとってこれらのことが負担になって町内会の役員の担い手がないという悩みをお聞きしております。町を維持していく基本単位の町内会であると私は認識をしております。その基本的単位である町内会と行政のかかわりは非常に大切なものと思われませんが、今まで申し上げてきたとおり各町内会におきましても厳しい状況下にあるのは確かであります。そのようなことから、町内会の負担軽減を図るべきと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

1 回目の質問とさせていただきます。

○副議長（後藤正洋君） 答弁調整のため若干休憩をいたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時16分

○副議長（後藤正洋君） 再開いたします。

桐井君の質問に対する町長の答弁を求めますが、通告に従って答弁をお願いいたします。町長。

○町長（泉亭俊彦君） 桐井議員さんの一般質問にお答えさせていただきます。

私が就任したのは平成13年で、当別町が時あたかも第4次総合計画、平成11年から20年までのものでありますけれども、それが始まったときでございました。その総合計画は、私自身も議員として参加したものでありまして、基本理念はゆとりと豊かさが感じられる町で、施策の方向は緑が身近に感じられる町、2つ目は住みよさが実感できる町、そして3つ目は農業の基盤、これが安定した町というようなことでありまして、別名、ゆとりっちというような抽象的、象徴的な標語が用いられる。そして、この町の目標人口は2万7,000人というものであります。しかし、町長に就任した直後に当別は合併協議をすることとなり、これが不調に終わりましたので、当別町は行財政の再構築を最優先にせざるを得なくなって、施策の方向も多少変えていかなければならない状況であります。したがって、私は第4次総合計画のゆとりと豊かさを感じる町というものを自然を身近に感じ、そこでゆとりっちとか豊かさとかおっとりとしたことだけではいけないなと思ひまして、活力に満ちた、そして美しい町当別、それをイメージすることを図り、それを心に決めてまちづくり施策として、1つ目には町民の主体的な経済活動の活性化、つまり自主性を重んじて頑張る経済活動をすることをしっかり支援していこうと。それから、町民の参加する社会を構築する。つまり地域コミュニティーの創造を優先すると。何もかにも行政に依頼してくる、寄り添ってくるということだけでなく、自分たちでしっかりと進んでいこうという、そういう創造力を持ってもらいたいということで、コミュニティー、地域町内会の創造力を優先することにしよう。さらに、3つ目は、個性ある地域づくり、それでいてや

っぱり一つ一つの町内会、また町全体が個性のある、行政に依存することなく地域でお互いが見守り、育て合う福祉だとか教育、そういうものをみんなで行いながら美しい町をつくることを、そういうことを目指そうということ考えたのでございます。

そもそも私は、若いころから、二十六、七歳のころ、オセアニア、これは六、七十日、アメリカ、ヨーロッパ、諸外国にたびたび行くチャンスに恵まれてまして、そしてヨーロッパの農村風景の美しさにはなぜか日本の農村とは非常に違う知性と品性と感性が感じられてまして、2度目にヨーロッパに行ったときにはこれかと。その理由が古い伝統のある国でございまして、長い歴史の中でいろいろな民族や国家間の戦争の中で生き抜いてくるための住民が死に物狂いで結束し合う、協力し合う、そういうものの中には、やっぱりほかではまねできないようなみずからの文化や伝統が育ってきます。生まれてきますし、そこに住んでおられる人々はそれを尊重し、それにこだわりながら村づくり、非常に強烈なほど情熱があることがわかりました。その情熱は、親の代からずっと伝わってきて引き継いできている。例えば牧畜にしても湖の見方にしてもいろいろなことについて、私なんかはこれは中途半端ではないな、この国はと、そういうふう感じたのでございます。日本にも古くからお互いに情に絡み、お互いが助け合うという義理と人情を伝統とした社会はどこにでもたくさんあったのでありますが、日本は今交通インフラあるいは情報インフラも整備される時代になりましたから、都会の生活と田舎の生活をともに勞せずして、余り勞が多くななくても手に入るような、そういう時代になったのではないかというふうを考えて、そういうものを手にしたいと考える方々が都会に、田舎にいても都会暮らし、電車でずっと札幌に行って立派なものが買える。立派な大学に行ける。文化もいろんなことが田舎にいてもかなえる。また、都会にいても多くの公園がある。いろいろな自然がある。そういうこと、そういうものを望む人が日本中にどんどんふえていくのでありますから、美しいまちづくりを求める人がふえる以上、その期待に応えるために私は迷わず我が町も美しい町を目指したいと表明したのでございまして、美しい町とは単に花を飾るだけではなく、美しい自然の、そして美しい村、美しい町並み、そういうもの、祖父母の代からこの地に暮らしてきた人たちのこの地に対する思いというものが入った美しい人々の心、これが美しい風格のある町になる基本だというふうに思いました。

私が最初に着手したのは、当別町の農業用水であります。農業用水というものは、長い歴史の中で食料生産の基礎としての役割に加えて、生活用水としても防火用水としても、私のうちの前の川などは例えば子どもたちのおむつ洗いにもふさわしい川でしたし、野菜などを一番最初に洗うことも適してましたし、防火用水、環境用水など地域用水機能を有する、これはいわば社会資本だと。当別の農業用水は社会資本だというふうに思っておりましたし、当別では大きな役割を果たしているものでありますので、その機能を増進する5億円の事業に対しまして全体事業の75%もの額が国と道の補助金をいただけるということで平成14年度から着手をして、何十年も前にそれぞれの地域で農民の手掘りの排水路が大雨や台風によって決壊したり、土砂が集まって作物や民家に大きな被害をもたら

したこの地域の暗い歴史と復旧のためにその地域の人々が一致団結した、そういう歴史を物語る用水路、排水路、そういうものを国営の農村整備事業で進めてきたのでございます。そして、それに続いて農村の景観を整備するため、約13億円の農地・水・環境保全向上対策事業、これは全体事業費の4分の1程度の町の負担で農家屋敷周辺のいろいろな廃材、そういうもの、それから古くなったタイヤ、廃タイヤ、それが散乱している状態、また離農された農家のもう朽ちかけている納屋など放置されているもの、そういうものが札幌の郊外にあって著しく当別の田園景観を阻害していると誰もが認めるところでありますので、そういう阻害要因を相当量この事業によって撤去したのであります。私は、実はこの事業の先頭に立って土地改良区の役員をしていたことなどの経験上、積極的に農水省などに、関係省庁に要請してきた結果、恐らくこういう農村の一口に言うと汚いようなものを国で初めて処理するという農地・水・環境保全向上対策事業、ヨーロッパの我が村は美しくという、ああいう事業にふさわしいような制度、事業を日本が創設することにつながったものと。当時私と一緒に活動した議員の皆さん、そしてまた土地改良団体の皆さん、そういう方々はこの辺は鮮明に記憶いただいていることだと私自身自負するところでございます。

この間に多くの人々に協力をいただいて、当別の住宅地の道路はたくさんの方が植えられるようになりまして、当別町は随分美しくなりましたが、急速な高齢化で集落が変化していく。先ほど桐井議員さんのお話にもありましたけれども、最近では二言目には高齢化率の話になりますけれども、そういう変化していく農村にあってもヨーロッパの農村のようにホリデーだとか日曜日には農家に泊まるとか、そういうような農村に暮らしたいと考える人を当別なら札幌の近郊、石狩湾の近郊ということで、そして千歳の飛行場から近いというところで、ふやせると私ならずも多くの方々が考えていることでありますから、当別を美しくしたい。しかも、その中で自立、自尊の自分たちできれいにしてきたのだ、自分たちが代々築いてきたのだ、そういう風格のある町にしなければならないと考えてまいりました。つまり日本は古くから田舎ほどお互いに助け合う伝統的なコミュニティがありますが、最近コミュニティを簡単に手に入れることができる方々は、コミュニティで拘束されることは嫌いだ。役員になると大変なので、できれば避けたいと、そういう傾向なきにしもあらず、これは私も十分理解しております。しかし、世界の中で繰り返された戦争などがだんだんなくなったとしても地球上での大災害は完全になくなる見通しは立っておりません。のみならず、いろいろな危機は迫ってくるかもしれない。そういう中でそこで暮らす人々にとって安全に暮らせる、そういうことの大切さ、コミュニティが非常に大事だということ、お互いに助け合えるということ、助け合って守り合うということ、安心した活力のある生活のためにコミュニティが不可欠であるということは、今や我が国の全国の人々は理解しているところであります。自分たちで安心なコミュニティをつくらなければならないのは、自明の理でございます。

ご質問いただきましたが、私自身政策をどの程度実現したと思うかということについて、

私自身が何%ぐらい達成したとお答えすることはできかねますが、目標に向かって前進し続けてまいりましたということは明確に自信を持ってお答えできると思っております。やり残したという点はあるのかということについて質問もございましたけれども、やり残したということではなく、活力に満ちた美しい町の実現のために私たちは自立、自尊の気持ちで自分たちでコミュニティーを築いていかなければならないと思いますから、自分は何もしないけれども、安心して美しい町が欲しいと願うばかりでは地域コミュニティーは一時的にできてもこれは持続いたしません。北海道町村会の役員の一員として活動させていただいておりますが、北海道の144の町村、3万から800人までの町村がありますけれども、それらが皆首長は同じことを考えておりますから、やはり町村は連携して協力し合って、しかもそれぞれが自立して発展するためには、これからの当別町の議会も理事者も一層今申し上げさせていただいたようなことを尊重していただいて、活動を続けていただきたいと私は願っております。

私自身町長になってから毎年のように公職がふえまして、町長になったその日に実は下水道の北海道の副会長になれとかおっしゃられたことがありましたように、現在は道町村長会の副会長であり、また北海道の下水道の会長ということで、全国の下水道推進協議会の副会長と、奈良県の斑鳩の町長さんが会長でございますが、私のような者でも町長であるがゆえに43団体の役職を兼務させていただいております。このほかにも民間団体の、もうやめましたけれども、町長になった年にライオンズクラブの会長を1年間、あるいはゴルフ場の理事長を1年間、さらにはその次の年だったと思いますけれども、私の檀家寺の総代の一人として寺を建てかえる建設委員長というような大役も、これはお寺の信徒である以上、そういう役職も町長だからできないとか、そんなことはやっぱり言えない。そういう場合もございまして、そういうふうに私自身も43あるいは四十七、八のいろいろな地域で生きていくための仕事をさせていただいているということ、これはやっぱり町内会の人がとても大変だという気持ちは十分わかりますけれども、そういうものだということを理解いただくためにあえてご披露させていただいております。

当別町のまちづくりを進めていく上では、防犯、防災、高齢者支援、交通安全対策など身近で大切な課題が数多くありますが、これらの課題を解決するために行政推進員、保健推進員、それから民生児童委員の各委員を各町内会で大体3名くらいずつ町内会に推薦を依頼している現状でございます。ご協力をいただいているところでございます。また、関係団体では、当別町の社会福祉協議会の福祉委員や当別町交通安全推進委員会の交通安全実践委員、それから日本赤十字社の協賛委員などもございます。そして、地域の課題を解決していく町民と行政の協働のまちづくりを推進するために、町内会活動をサポートする地域担当職員制度、役場の職員に部課の仕事以外に彼らにも町内会をサポートするために特別の仕事を買ってもらっている。町内会と連携をするように、あくまでも出過ぎず、いろいろとサポートするよという命令のもと動いてもらっているというようなことで、平成21年度に創設した、これを設立いたしまして活用いただいております、それぞれの

町内会は地域住民の交流と親睦を深めながら、明るく住みよい地域づくりを目指して自主的に組織し、年間を通してさまざまな活動を繰り広げている現状でございます。そのような中で町内会会長の、町内会の負担軽減を図るということは、これは必ずしも最良ではないと私は思います。お互いが町民参加、私は住民参加の行政を推進していくのでありますから、あくまでも行政が押しつける、行政が封建時代のように文書で通達するというのではなく、みんなで町内会を運営していこうということをやろうということでスタートしているのでありますから、そういうことをやっぱりご理解いただかなければならないかなと思います。

私は、住民参加の行政を推進しておりますが、抱え過ぎは害があるかもしれませんけれども、地域の人々がどなたでも、少なくとも短期間他の人のために働ける人であっていただきたいと考えております。地域づくりにはこれは大切なことで、地域住民のためばかりではなく、地域住民の手によって行われるということ、これが最も大切なことで、日本の新自治法のこれは第1条の2番目に地方公共団体は、地域における行政を自主的にかつ総合的に実施する役割を広く担うものとする規定されているのでございます。当別開拓当時の我が町の先達は、アメリカのフロンティアシップと同じように開拓使にただ頼るだけ、嘆願するだけではなくて、自分たちの力で開拓を成功させたのでございます。特に賊軍と言われた我らの創祖、伊達家は開拓使にも相当虐げられたというか、そういう部分があったように私は理解しております。その中で我らの創祖はこの町を開拓の成功に導いたのでありますから、文明が進んだ時代でも当別町はこの当別の伝統を決して忘れてはならないと私は思っています。

未熟だった若干33歳の私が町政に参画させていただいてから43年間になり、常に私を指導してくださった後援会の皆様と先輩の議員各位、さらには故人になられた歴代の全ての理事者の方々に心から敬意を表し、かつ町長に就任してからの私に常に叱咤激励くださいましたこの議場の皆様に私は心から感謝を申し上げまして、桐井議員さんの一般質問に対する答弁といたします。

○副議長（後藤正洋君） 桐井君。

○12番（桐井信征君） ご丁寧な答弁、本当にありがとうございました。

町長の政治姿勢につきましては、その思いが語られたと思いますので、本当にそのものに対しては再質問等はいたしません。ただ、もう一点は、最後の行政推進員、町内会に対しましてただいまの答弁で町長は軽減は最良ではないというような答弁でございましたが、私が1回目の質問でやはり申していたとおり高齢化により、また生産年齢が本当に減少している中で、町内会の皆さん方は本当に大変な思いで町内会を運営しているということはお察しかと思います。そのようなことから、ぜひ今後、確かに町長がおっしゃられるように、それは町内会と行政とのそういうものは本当に必要だし、大事だというようなことは私も思っております。ですが、町内会の現状というものは事実でございますので、本当にそのところをやはり行政としても少しお考えいただきたいなど、このように思っ

いますので、その分のご答弁がありましたら、またお願いしたいなと思います。

再質問で終わらせませんが、再度町長におかれましてはこの12年間本当にご苦労さまでしたともう一度この壇から言わせていただきます。本当にありがとうございました。最後にその部分だけ1つ、あるのであれば答弁をお願いいたします。

○副議長（後藤正洋君） 桐井君の再質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 桐井議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

現状は私も十分承知いたしておりますので、しかし住民参加、町民参加という方針は崩さないでやるべきだと。それが民主的な町内運営、行政運営だと思います。そういう中で今町が進めております地区担当職員制度でございますけれども、これについてさらに町内会さんのほうに負担が少しでも軽減されるように、その町職員を町内会のほうにご相談に行かせたりしている。そういうことについてもっと頻繁に連携をとるようにして、少しでも町内会さんが安心して、そして行ったり来たりするとか、あるいは重たい部分が解消できるような方法が見出されないかということを検討するようにしたいと思います。

以上で答弁といたします。

○副議長（後藤正洋君） 以上で桐井君の質問を打ち切らせていただきます。

次に、通告2番、渋谷君の質問であります。

渋谷君。

○4番（渋谷俊和君） 泉亭町長におかれましては、先ほどの桐井さんの質問にもありましたように、3期12年間町長の職責、大変お疲れさまでした。私もある意味では泉亭さんが町長だったので、この席にいるのではないかというぐあいに考えております。感謝申し上げます。

さて、憲法の問題。今天皇を元首とするとか、自衛隊を国防軍にするとか、盛んにいろいろなことが憲法論になっております。これは国政の問題ですから、きょうはそのことは別ですが、しかし発議そのものも条件緩和するようなこともありますので、非常に今国民の中にも憲法について改めて大きな関心を持ってきているというぐあいに思います。私は、当別町の泉亭町長の憲法を守る立場からの行政についていかがなものかという点について、前にも質問しましたが、別な角度から質問したいというぐあいに考えております。それは、町の職員の皆さんも国家公務員、地方公務員とも憲法を守るという立場からのこともありますので、改めてその点でお伺いをしたいというぐあいに思います。23年6月議会でしたか、当別町のスウェーデン大通橋にSGI会長、池田大作、こういうものを表示した看板が町の作成でかけられました。前回のそのときの答弁では、金額が少額だし、また当別町のために一生懸命やった方なのだから、それを掲示することは差し支えないのではないかと、簡単に言うたというぐあいに思います。そのときは、そのことについての論議は時間の関係で詳しくされませんでしたけれども、私は改めてこのことについて質問したいと思います。1つは、金額が少額だったから問題ないと。政教分離の原則に反

していない、こういうことも今でも思っておられるのか。また、当別町のために訪問したり、あるいは名前を言ってくれたりして貢献された有名人だから名前を上げたという形で言っておりました。しかし、そうであればほかの宗教団体であれ、何であれ、そういう当別を訪問された方がおられたら、全部名前を掲示するのかということにも、その線引きはどこですか。今回創価学会、SGI会長、池田大作さんでしたから上げたのか、その点についてはやはり明確にしておく必要があるし、また役場の行政の面から見てもこれはちょっと憲法との関係でどうなのか、そういう職員の疑問や、そういうものの中からなかったのかどうなのかということも非常に興味のあるところでございます。そういうことも含めて、私は今でも早急にその名前の部分については外すということを当別町の立場としてとっていただきたいというぐあいに考えておりますが、その点について改めて町長の見解を伺います。これが1つであります。

次に、皆さんご存じのとおり憲法第25条、全ての人間は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、こういう生存権の基本について高々と25条ではうたわれております。簡単に言えば人間らしく生きる権利、これは皆さん持っているということの中身だと思います。昭和30年前後でしたか、朝日茂さんという方が人間裁判というものを起こしました。これは、いわゆる生活保護を受けている方ですが、入院患者、入院の日用品費というものがトイレトペーパーとかなんとか日用品の費用が加算されます。その費用でわずか何十円だと。トイレに行ったら、草の葉っぱで拭うしかない。こんなことが人間らしく生きる権利なのか、保障されているのか、どうなのだという裁判です。第一審では勝ちました。しかし、二審、三審では負けました。しかし、問題は勝ち負けではなくて、これ以降日本の厚生省が生活保護法の問題について次から次へと手を加えて、本当に数段の進歩、発展した。裁判で訴えることによって、そのことが裁判上は負けましたけれども、しかし大きな中身を伴いました。すなわち、人間らしく生きる権利というものはどういうことなのかということ朝日茂さんはみずから裁判を通して国民に訴えたわけであります。

さて、衣食住というのは人間らしく生きる権利の基本になっておりますけれども、住の問題、当別町の町営住宅について伺いたいというぐあいに思います。現実当別町の公営住宅、そのほとんどは前にも何回か言いましたけれども、耐用年数はどんどん過ぎております。先日ももみじ団地のほうから来てほしいと、見てくれということを私は連絡を受けて行ってまいりました。四、五名の方がそこに待っておいりましたけれども、本当に私はひどい状態だなと思いました。写真も撮ってまいりました。天井は、もう天井がぶら下がってそういう状態のすき間がある。それから、これはすぐ役場のほうで直してくれたそうですが、集合円筒はもう外に煙が出る、火が出る、そのくらい崩れ落ちている、そういう状態で、職員の方がそれを見に来たときにまだこれ使っているのですかと言われたそうであります。使っているところ、それ以外に何があるのだということで、そこでちょっと言ったそうでありますが、すぐこれは直していただいた。それはそうだと思います。もう命にかかわることだし、自分だけでなく団地そのものに大変なご迷惑をかけることにも

なるわけですから、すぐ役場のほうで持っていったという状況は聞いております。また、窓ガラス、窓枠です。ガラスの枠が木製のため、全てもう腐食してごわごわになっているという状況なのです。あそこも昭和38年ぐらいですから、もう50年から経過しているのです。耐用年数はとっくに過ぎておりますけれども、そういう中で木でできているものは、そこの団地の方たちは今ほかの東町団地や末広団地やいろんな団地もう視察、見に行ってきたそうであります、後で電話いただきました。みんなサッシになってきていると。もみじ団地だけは、まだ全然それはなっていないと。何としてもこれは、くぎもきかない状態ですから、風はすうすう入る。冬になったら燃料費が何倍もかかる。大変な状態だと。何とか秋のうちに直してほしいという切実な声がそこに寄せられました。当然のことだと思いますけれども、毎回の議会の中で、また予算、決算の審議の中でこういった問題について取り上げてまいりましたけれども、その点では最も美しいまちづくりや美しい景観、さまざまなそういう立場で一生懸命やってこられた町長さんですから、住宅の面でも町営住宅が人間らしく生きていく美しい住宅になったのか、私はその点については本当にその中身がやはり問われている、そういう中身ではないかと。これは、私も恥ずかしながら4年前の町長選挙、泉亭さんと争いましたけれども、このときに団地を全部回って、当別にはこんなひどい町営住宅、こんな実態になっているのだということを本当に恥ずかしい話、初めてそのときにわかりました。私の気持ちの中に何としてもこれは本当に町として真剣に取り上げ、何よりも優先してやっていただく、そういう中身として位置づけてもらいたい。この点でもこの状態、人間らしく生きていく、こういうぐあいに思っているのか、泉亭町長の見解を伺いたいし、冬になれば雪の中に埋もれている。本当に万が一何か緊急な事態が起きたりなんかしたときに介護者や、あるいは消防車も入れない。本当にいつどうなるかわからない、そういう状態で、雪の中に埋もれている状態。何としてもこれを変えていかなければ、本当に恥ずかしいことだと私は思いますが、この状態で町長はどう思っているのでしょうか。改めてその見解を伺います。

続いて、財政健全化の問題についてであります。財政の健全化の問題、厳しい町財政が続いております。焦眉の課題であるということは間違いありません。実質公債費比率の問題、それから将来負担比率の問題、そういった財政運営の指標については一定数字が改善されてきているということは明らかであります。その点での泉亭町長の努力もよくわかります。しかし、問題は中身であります。住民の切実な要求に応じて、そういう手を入れるべきところをちゃんと入れて、本当に弱い人や苦しい人やそういう実態に合わせてきちっと予算を組んでやってきたのか。そういうことを予算がない、予算がないということで抑えて、そしてやってきたのか。同じ健全化でもこの基準をどう見るかによって全く違ってくる、私はそういうぐあいに思います。この点では、特に2年前の東日本大震災のときにも姉妹都市、大崎の件でも、やはりあそこから被災者についてはできれば公営住宅があいていたり、ちゃんとしていけば受け入れたい、きっと町長はそういう思いを持っていたのだろうなというぐあいに私は思いました。しかし、残念ながら今そういう受け入れる状態

にはなっていないということで、その点については意思表示は一切されませんでした。そういうことから見ても私は、徹底した無駄を省く、この点でどうであったのか、こういう点からも財政健全化を見ていかなければならないと思います。

その点で1つは、除排雪問題であります。去年、おととしと2年間、異常な大雪というか、そういう見舞われた状況もあって特に大変だと思いますが、しかし3年前、4年前からもういわゆる除排雪費用を3回目から住民負担にしてくださいといった、それ以降むしろ当別町の除排雪問題が非常に悪くなっているというのが町民の寄せられる声であります。その点については、当別町の人口の問題、自然減少どんどん続いていますけれども、やはりその問題についても札幌あたりから含めて、当別は除排雪がいいと。雪かきが本当に、雪がいいと、楽だという評判が前は立っていたのですけれども、それがあればかなり違うし、また道路の大吹雪によるあの状態も当別の町へ行ったらひどいからな、どうなるかわからぬものななんていう、そういうことに、これは別に町の責任だけではありませんけれども、そういうことも含めてやはり私は少子高齢化の、除排雪問題については今回ロータリー車も1台入れるということでこの予算補正組んでおりますけれども、本当に徹底してそういった点で力を入れていただきたいし、その点はどうなのか。

もう一つは、将来を担う子どもたちの問題で、泉亭町長も太美ですが、西当別からプールが実はなくなりました。子どもたち、これから暑い夏、本当にプールで遊びたいとなったら、当別まで行かなければなりません。子どもたちにそういうものをやはり残して触れさせていくというか、手を尽くしていくということは、私は本当に大事な町政の基本というか、役割だろうというぐあいだと思います。そういう意味でいえば、これも前に取り上げましたけれども、姉妹都市の関係でその当時は空港の時間待ちのためにやむを得ずパリに寄ったということになっておりますが、今回は直接成田まで来る飛行機があったようで、来て、パリには寄っておりませんが、やはりベルサイユ宮殿やルーブル美術館、こういう視察を入れて2泊を改めてとったという問題、同時にこの復命書の中には美しい景観によるまちづくり、美しい景観による近郊視察、パリのまちやパリの近郊、確かに先ほど町長も言ったように外国のいろんなそういうものが町の美観、美しいまちづくりに非常に役立つ。それはもう全く関係ないとは言えないと思います。しかし、町民の多くはやはり美しい景観によるまちづくりの視察、パリやパリの近郊にと、本当にそのことが当別町にどうかかわっているのか疑問でしようがないという声が私には寄せられているのは多数であります。改めてそういった意味で美しい景観、美しいまちづくり、第1次安倍内閣のときに美しい国、日本、それに感動して美しい町当別という形で打ち出したそうでもありますけれども、しかし私はそういった意味ではもう札幌にいて当別、太美に来ましたけれども、黙っていても美しい農村、美しい町、本当に毎日そう思って歩いているし、散歩もさせてもらっております。本当に当別は美しいなど。しかし、それには町長が先ほど言ったような農村の人やいろいろな人たちの並々ならぬ努力があったということもまた事実かと思っておりますけれども、しかし自然の状況やそういったことも含めて、私は無駄のな

いところに財政の健全化、本当につくられているのかどうなのか、そういった点について幾つかの疑問点も挙げて質問をしたいと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（後藤正洋君） 渋谷君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 渋谷議員さんの一般質問にお答えいたします。

あらかじめの通告がさきの一般質問とほとんど同じだと承知しておりましたが、きょうは少し変わる部分があるのかなと思って拝聴いたしましたけれども、全く前回と同じ内容でございます。この件は、平成23年6月第3回の定例議会において誠心誠意ご答弁させていただきました。既に答弁したとおりでございます。いやしくも日本国憲法に抵触するようなこと、当別町並びに当議会は一切行っておりませんので、私の見解は変わりはありません。

また、町財政の健全化についてもいろいろ話は広がってはおりますけれども、質問の要点は何も変わっておりませんので、さきに答弁したとおりでございますので、どうか渋谷議員におかれては議会の情報公開が得意な方ですから、議事録をご自分で精査するなり、またご自分が発行しております議事録、議会だよりなどを十分精査していただければ非常にありがたく思います。

これ以上は答弁はできかねますので、以上をもって答弁といたします。

○副議長（後藤正洋君） 渋谷君。

○4番（渋谷俊和君） 町長の答弁ですが、前回質問された内容、答弁した内容とほとんど同じだということでご回答であります。そこで、私は具体的にそれではお聞きしたいというぐあいに思います。

政教分離の問題についてですが、金額が少額だからということがありました。では、具体的に金額が少額というのは幾ら以下だったら少額なのか、幾ら以上だったら額についても問題があるというぐあいに考えるのか。1つは、この点についてやはり明確に答弁していただきたいというぐあいに思います。それが1つであります。

それから、貢献された、当別のために名前を売ってくれたからという答弁も前回ありました。その基準は何なのか。宗教団体の問題だけなのか、あるいはそれ以外のいろんなことも含んでいるのか、具体的にそういった当別町に名を売ってくれた、貢献された方、その基準、町長が考えている基準について具体的にお話をいただきたいというぐあいに思います。

それから、町営住宅の人間らしく生きる権利の問題については、これは非常にちょっと抽象的なことになりますので、具体的には例えば法廷で争うとか、いろんなことでもってはっきりそれは憲法違反だよとか、いろんなことをやればより明確になるのかも知りませんが、行政の立場ですから、そういう点でいえばそこに住んでいる人の実態やその人たちの声について本当に町長が今どういうぐあいに考えておられるのか、その点についてももう少し、例えばたな子と大家という関係があります。借家なんかについては借地借家

法で規定されておりますけれども、大家の責任というのは幾つか明確にされております。民法上のその問題とあわせて、やはり基本は憲法を守って推進する立場、また公営住宅法の第1条、目的の中にも本当に低額な、所得の低い人に安い家賃でもって供給して、人間らしく生きる権利、住宅の権利を国や自治体が保障していくと。これが公営住宅法の第1条、目的に書かれておりますが、その点から見てどうなのかということも2回目の質問としては伺いたいというぐあいに思います。

以上です。

○副議長（後藤正洋君） 再質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 渋谷議員さんの一般質問は、通告に基づきまして答弁を私のみならず、町長部局職員が各議員さんの通告と同じように一定の時間を要して検討して答弁させていただいております。1回目に申し上げましたとおり、質問が変わっておりません。したがって、答弁もその範囲で答弁させていただきましたが、渋谷議員さんの議論はいつの場合でもああ言えばこう言うという人が世の中におられるように、いつの場合、世の中にそういう人がおられるように、その傾向に今入りつつあること、私はこの際議長さんの的確なご判断、議会の一般質問というものはこのように私と渋谷議員さんとお互いに議論し合うということが続けることが本当の当別町の議会なのかどうか、議長さんの適切なお指示に従って答弁を続けるかどうか判断をしたいと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（後藤正洋君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時35分

○副議長（後藤正洋君） 再開いたします。

調整のために大変再開時間がおくれましたことをおわびを申し上げます。

先ほどの渋谷議員の再質問につきましては、質問の趣旨の中で少額を前提として質問をされていましたが、そのことにつきまして平成23年の6月定例会の議事録を精査をさせていただきました。少額だからいいという答弁は町長はしておりませんし、そのことを会議録で確認をいたしました。よって、渋谷議員の再質問の趣旨につきましては、先ほどの町長の再答弁で満たされているというふうに議長は判断をいたしますので、再々質問につきましては認めません。よって、渋谷君の質問をこれで打ち切らせていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時37分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

次に、通告3番、島田君の質問です。

島田君。

○13番（島田裕司君） 議長のお許しをいただきまして、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

私も泉亭町長に一般質問をするのはこれで最後になるのかなというふうに思いますと、そういった意味では残念な気持ちもございます。本当に3期12年間にわたりまして数多くの議会をこなされ、定例会年4回ありますし、臨時議会も二度三度、そういうことを考え合わせますと70回以上、80回ぐらいの定例会、議会をこなしてこられたのかなというふうに思っております。そういった意味でも非常に尊敬に値する町長さんだったのだなというふうに今改めて思っている次第でございます。

では、通告に従いまして、続けますが、美しいまちづくり政策の検証についてということで、これさきの桐井議員さんの一般質問の中で3期12年を振り返ってどう町長は今評価し、やり残したことはあるのかという、そういう答弁とかなり重複した質問内容となっております。しかしながら、私もある程度用意しておりますので、答弁はどうなるかちょっとわかりませんが、質問をさせていただきます。泉亭町長は、平成13年の初当選以来、美しいまちづくりを基本理念の大きな柱の一つとして町の魅力アップや活力あるまちづくりを目指してきたと私は思っております。それは、さきの桐井さんの答弁で町長が述べられているとおり、泉亭町長は感受性の高い青年期にアメリカやオセアニア、そしてヨーロッパの美しい農村景観や古い歴史ある伝統文化などに触れられ、そこに感銘され、感動した体験があったからこそ、自分が町長になったら、まず当別をヨーロッパのような美しい農村景観の中で自然と調和のとれた、そして人間がそこで生き生きと暮らせる、そういう美しいまちづくりを目指したのだなというふうに私は思っております。私も泉亭町長のこの美しいまちづくりの理念に町長になる以前より共感し、賛同し、さらに支援した一人でもあります。そうした中で町長就任の翌年の平成14年には、早速美しいまち当別をみんなで作る条例を策定され、これまで目的を達成するためさまざまな施策を実施されてきました。その例として景観委員会の設置や町民によるふくろう街道景観保存会の発足、地元企業、団体による当別駅前大通の花壇の整備、花植え、あるいは当別高校の生徒による花の販売、そしてさまざまなボランティア活動など、また平成21年には景観法制定に伴う景観法施行条例の制定、庁舎内にも美しいまちづくり課を設置し、町長就任以来3期12年、真剣に取り組んでこられた姿勢は評価できるものと私は思っております。ただ、最近先日ある町民に美しいまちづくり条例、これは美しいまち当別をみんなで作る条例のことですけれども、美しいまちづくり条例を制定している町なのに、公共施設などは花一つ

植えられていなく残念である。特に町内外の人が多く来られる役場庁舎は、町の顔とも言えるので、もっと花などを植え、あるいはプランター、あるいはフラワーボール、そういうものを植えて当別町は美しいまちづくりを目指しているのだと。あるいは、花の町をそこでPRをすべきではないかと、そういうことを言われました。確かに私もその後町内の何カ所かの公共施設を見て回りましたが、本当に町民が言っているように、これは言われても仕方ないなというふうになら直に感じました。特に総合体育館周辺の白樺コミセン、あるいは旧和風庭園、それとゆとろ。ゆとろについてはもう少し花を植えたり、お年寄りが利用される、そういった意味ではそういう施設ですので、もう少しなごむような雰囲気づくりをすとか、あるいは商工会の前にありますふくろう図書館、あるいは西当別コミセン、これらについても非常に殺風景といいたいでしょうか、そういう感じを受けておるところでございます。また、当別駅の南口の自転車置き場の屋根、これらについても腐食が進んで、非常に残念に感じております。また、太美の自転車置き場の駐輪どもも非常にさびている。また、旧青少年会館、現在西当別子どもプレイハウスとして利用されておりますけれども、あの施設、あるいは駐車場に以前使っていたところも非常に草が生えていたり、そういう状況でございます。これらを見て、美しいまちづくり条例を制定している町としては、やはり町がという、こういう公共施設なので、これらについてはもっと積極的に環境美化に対する運動を町が改めてすべきだというふうに思いますが、その件についてもお尋ねいたします。

また、さきの桐井議員さんの質問に答弁されておりますけれども、町長は今3期12年間を振り返ってみて、これらの美しいまちづくり政策をどのように評価し、課題があるとしたら何を次の町政に期待するのか、あわせてお伺いをいたします。

次に、学校教育において青少年を国内、海外に派遣する場合、もっと支援する必要があるのではないか、こういう観点で教育委員会のほうにお尋ねをいたします。中高生を初めとする、小学生を含みますが、生徒のスポーツ、文化活動、国際交流などの派遣について、当別町はほかの市町村と比べても積極的に支援をしている、または町独自の支援体制を持っているなど、当別町で教育を受けさせたい、あるいは当別で教育を受けてよかったと、こういうふうに言われるように何かできないのかと、こういう観点で教育委員会に質問するわけでございます。現在教育委員会では、運動競技または文化活動に参加する中学生の大会派遣に対する補助は、そういう要綱をつくっておりますので、要綱に基づき交付されており、交通費、大会参加費は全額補助をされ、補助対象ということで、宿泊費については実費の2分の1以内となっております。一方、同じ小中学生のスポーツ大会参加にかかわる支援というのがあるのですけれども、これについては町の人材育成基金に申請して、スポーツ大会の交通費の2分の1の助成金を基金のほうから助成している、こういう仕組みになっております。小中学生のスポーツ大会にかかわるこれらの支援制度は、聞くところによりますと昨年、平成24年度より人材育成基金を活用するという意味で実施されたと聞いておりますが、これは本当に大きな前進だというふうに評価をいたしますが、さき

に述べたようにほかの自治体との差別化の支援として、さらなる財政的支援は検討できないのかどうかということをお伺いしたいと思います。あるいは、小中学生のスポーツ大会の支援ですけれども、交通費の2分の1以内ということなのでしょうけれども、あるいは宿泊費や大会参加費まで助成の枠を拡大するとか、あるいは人材育成基金の予算の範囲の枠で助成するということでしょうか、この予算の範囲内の枠を外すとか、そういう検討をすべきでないのかというふうに私は思います。小中学校のスポーツ大会にかかわる支援、教育委員会での支援は全額補助を交通費、大会参加については全額補助、宿泊は2分の1という、これらの補助を持っておりますけれども、これらの大会というのは非常に限られた大会なのです。そういった意味でどちらかといえば小中学生のスポーツ大会、こちらに参加するほうが私はもう少し重点的に支援することが当別町の教育に対する、特に青少年のスポーツに対する支援が充実できることにつながると思いますので、それらについても質問をしたいというふうに思っております。

次に、昨年レクサンド市の姉妹都市交流事業に参加された、教育長は参加されたわけですが、昨年の9月定例会に同じ内容で私は質問しておりますけれども、引き続き改めてお伺いをしたいというふうに思います。レクサンド市に中学生を派遣する事業は、平成13年に10名を派遣して以来、11年以上とまっている状況であります。教育長は、レクサンド市に訪問してきて、青少年交流について協議する機会や場がなかったと昨年の9月、答弁をされておりますが、教育委員会は主に中学生の青少年交流についてそもそものような考えを持っているのか。レクサンド市側は、今でも青少年の相互交流の再開を熱望しているというふうに私は聞いております。レクサンド市側からは、平成17年に当別町に中学生12名を派遣して以来、向こうは再開待ちの状態ではないかというふうに私は推察するところでございます。このことは、当別町の財政的な問題なのか、それとも教育委員会として青少年の姉妹都市への交流事業を見直しを検討しているのか、なぜ実施しようとならないのか、これらについてお伺いしたいと思います。

最後に、ことしの5月の末、レクサンド市からレクサンド高校の3人の生徒と140年記念のときも来町されておりますレクサンド高校のマリア校長先生が初めて相互交流ということで当別高校に来町されたということがさきの北海道新聞で報道されておりますけれども、その新聞報道によれば11月には当別高校の生徒と教師が今度はレクサンド高校に相互交流事業として行くということですが、当別町はこれらの当別高校の生徒や教師に対してどんな支援を考えているのか。あるいは、道立高校なので、支援したくてもできないということなのか。ぜひこれは何らかの形で支援すべきと私は思いますが、これらについての町の支援をお伺いしたいと思います。姉妹都市にあるそれぞれの高校が初めて相互交流するということは、本当にそれぞれの国では高校制度が違ったり、あるいは交流に対する国際感覚も違っております。そういった意味で非常に町が支援するにしてもハードルは高いところにあるのかと思います。しかしながら、当別町とレクサンド市の25年を超える、30年に向かっての姉妹都市交流、これらの長い交流関係から見ても、これら当別高校

とレクサンド高校がまずは初めての相互交流となりますので、これらについてぜひ何らかの支援をしていただきたい。これらについて教育長、この答弁につきましては教育長なのか、町長なのか、どちらか答弁されても構いませんけれども、それらのことをお伺いし、私の質問といたします。

○議長（高谷 茂君） 町長、教育長の答弁は午後1時より行います。
休憩をいたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

島田君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 島田議員さんの一般質問にお答えいたします。

美しいまちづくりの基本理念に関しましては、桐井議員さんの一般質問にお答えしたとおりでありますので、島田議員さんの答弁は控えさせていただきたいと存じますが、公共施設などの各施設等を積極的に美化活動をすべきでないかという質問に対してお答えをしたいと思います。私は町長に就任して財政の危機的な状況をそういう状況の中で行政を執行するに当たりまして、1,400以上の当別町の行政の事務事業に関しまして行財政システムを再構築するプランを作成した後に、さらに当別町の行財政、財政運営計画を初めとする当別町の協働の指針、あるいは当別町のごみ減量化アクションプラン、それから当別町の景観計画、当別町の地域情報化計画、当別町地域公共交通総合連携計画、コミバス事業ですけれども、それから当別町地域福祉計画、さらに当別町介護保険事業計画、当別町障がい福祉基本計画、当別町高齢者保健福祉計画、当別町特定健康診査等実施計画、とうべつ健康プラン21、当別町幼稚園・保育所計画、当別町子育て行動計画、当別町地域新エネルギービジョン、当別町森林整備計画、当別町都市計画マスタープラン、当別町住宅マスタープラン、当別町生活排水処理基本計画、当別町少子化対策戦略プランといった重立ったものを述べさせていただきましたけれども、20に余る計画やプランを策定したところでございまして、全ての計画はそれぞれの担当課で計画、プランの原案を作成しまして、部内で何回も何回も検討を加えまして、必要に応じて町民からの意見も聴取して、役場内の政策調整会議やら政策評価本部会議など、そういうものを経まして、最終的に決定した、そして予算化したものについて議会の委員会や本会議の審議を経て執行するという行政スタイルでありましたから、町政執行、行政のスタイルがそういうことでしたから、私が1人で何かを単独で独断的にやるというようなことはほとんどなかったわけでありまして、その点は島田議員さんは親子2代、当別町議会で引き続いて議員として活躍されておられ

るわけでございますから、父君のときからの町政と今の町政のやり方についての違いを一番熟知していただいていることと思います。したがって、美しいまち当別をみんなで作る条例も当別の自然の恵みと開拓の営みによって固有の生活文化、例えばこれはそれぞれの地域別の、秋になったら収穫を祝って村の鎮守でのお祭りがあるとか、余興があるとか、あるいは小さくは地鎮祭だとか、あと観音さんだとか、そういうこと、あるいはまたもっと小さくは農事組合ごとの慰労会だとかというようなこと、そういうようなことが全部いろいろな開拓時代からのずっと変化はありますけれども、生活の中に根づいてきたものだというふうに思ひまして、そういう中に魅力的な景観だとか貴重なものがあるわけで、こういうことが我が町としては非常に大事な財産にもなるということで、美しい姿として後世に引き継いでいく責任は町民一人一人にあるのだということは、先ほども一部桐井議員さんのときにも申し上げさせていただいたわけでございますけれども、全て主役となっていくのはやっぱり町民であるべきだということで条例を制定してきたわけでありまして、当別町の景観計画を策定していることもそういうことが骨子であります。

したがって、公共の施設など、そういうもの、ハードなことを優先的に今までは環境整備をすることがなかなか財政の事情もあったり、本当の本物の美しさを探求するために、求めるためには、やっぱりまず住民がそういう意識になることが大事だということで条例をつくってきたということもありました。美しいまち当別をみんなで作る条例の精神は、そういうことでありましたから、短絡的に公共の施設を金があってもなくてもぱっとやるということとは違うということでございますが、水と緑の自然景観の保全の活用だとか、あるいは農村景観の整備の活用だとか、特色ある住宅市街地、これはヒルズなんかは端的におわかりいただけることだと思いますけれども、そういう住宅の形成だとか、あるいは未来の景観を担う人づくりだとか、あるいは景観のルールづくりだとか、そういうこれらが基本となって人と自然との距離が非常に近くなるということになれば美しいまちづくりはできない。これは、私は竹田議員さんと議員の研修に外国へ行かせていただいたとき、私が森の中で手を出すと何も無い、餌のない手に小鳥が近づいてくる。日本で、当別でなんかは想像できないことでしたけれども、そういう写真を撮っていただいて報告書つくったりしたことがありますけれども、そういうそこまでいくにはそこに住む人々の自然についての体制の取り組み方とか考え方、歴史、時間、そういうものを感じたことを報告書の中であらわした一つの写真であったわけでございますけれども、そういうようなことの中でヨーロッパの景観が圧倒的に美しいのは、何といたってもその地域に暮らしていく人々の長い歴史で培われてきたもので、景観保全の姿勢についてもやっぱりその創造力、役所が教える、命令するということだけでなく、地域の人たちの創造力、そういうことが総合して役所とも協力し合って築かれてくるものだというふうに考えてまいったわけでございますけれども、島田議員のご発議のとおり公共施設はこの12年間ほとんどが町職員のボランティアで、例えば草むしりとか片づけ、それから除雪とか、そういうようなことだけで手入れしてきた状況でありまして、今までは予算の都合上で公共施設は町費で整備

が全くできませんでしたが、今後は町の公共施設についても外観だとか周辺整備だとか、必要なところが相当あると。理念は今長々と申し上げたとおりでありますけれども、しかし余りにも今ご指摘ありました件については私ももっともだなどご質問を聞きながら胸に感じるところがたくさんございましたので、今後は公共施設の周辺の住民の皆さんの協力を得ながら、突然役場がお金をかけて自分たちの施設だけ何とかするというのではなくて、そこの周辺、コミセンならコミセン、ゆとりならゆとり、青少年施設、その他のもの、やっぱりその地域の人たちの協力を得られるような、その地域の人たちの労働的教育ということだけでなく、考え方、そういうものもこれは公共のものだから、あなたたちの意見を聞かない。こういうふうに直すのだとか、こういうふうに花を植えるのだとか、そういうのではなくて、その地域の人たちのご協力もいただきながら、ある程度町費を入れていかなければ、よその自治体に比べて余りにも公共の施設周辺が美しくはないのではないかということについては、十分今後検討していかなければならないことだというふうに考えますので、この点については常にやっぱり議会の皆さんや今後の町政の課題にしていくべきでないかというふうに思います。

以上で答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（山内秀治君） 島田議員さんの一般質問にお答えをします。

初めに、中学生、高校生を初めとするスポーツ、文化活動、国際交流などの派遣に対する財政的支援をもっと積極的に行うべきということについてでございますが、教育委員会は日本中学校体育連盟または北海道中学校体育連盟が主催する全国、全道大会の運動競技及び文化活動に参加する中学生に対して参加経費を補助しており、補助対象経費は交通費及び大会参加費につきましては全額補助をし、宿泊費についてはその実費の2分の1以内としているところであり、平成24年度における中学校の運動競技大会の実績を申し上げますと、全国大会の出場が1回、全道大会出場については5回ありまして、補助金の交付額は約63万円でございます。また、人材育成基金を活用した小学生のスポーツ大会や日本中学校体育連盟または北海道中学校体育連盟主催以外の中学生のスポーツ大会に参加する支援は、当該のスポーツ大会の交通費相当額の2分の1以内を助成いたしております。24年度には全国大会6回で対象者が7人、全道大会は3回で対象者8人の計15人でありました。交付額は18万1,000円でございます。私は、当別町の児童生徒が学力とともにスポーツや文化活動を通して豊かな心や困難に負けないたくましい心、健康な体づくり、またスポーツや文化活動の技能を身につけ、高めることは、生涯を通して充実した生活を送っていく基礎になるというふうに考え、大切なことと思っております。そのようなことから、これまでも積極的に、また現在も支援していると考えております。

次に、レクサンド市への中学生等の青少年派遣事業についてでございますが、過去に中学生がレクサンド市に派遣されたのは平成9年度の姉妹都市提携10周年記念事業のとき15名が、また平成13年度には10名の計2回でございます。議員ご発議のレクサンド市との青

少年の相互交流につきましては、私はその基盤としてまず児童生徒にレクサンド市との提携交流やレクサンド市のことを知ってもらうことが大切と考え、昨年のレクサンド市訪問後、訪問団の一員として参加した弁華別小学校の校長先生と西当別中学校の教頭先生から自分の学校の児童生徒へ訪問によって体験したことや学んできたことなどを伝える学習の場を設けていただきました。また、教育委員会では訪問によって得られた新しい情報を取り入れた資料を作成し、レクサンド市との提携交流の歴史やレクサンド市の夏至祭、土地、産業、気候、観光などについて児童生徒が学ぶ学習資料を各学校に提供いたしました。さらに、レクサンド市訪問の様子やレクサンド市のまちの様子などレクサンド市の理解を児童生徒に一層深めてもらうことを狙いに児童生徒がレクサンド市訪問の様子などをDVDで視聴したり、簡単な挨拶程度のスウェーデン語を学んだりできるようDVDやリーフレットを各学校に提供したところでございます。間もなく夏至祭が始まります。子どもたちが今申し上げたようなDVDやリーフレットで簡単なスウェーデン語の挨拶語を身につけていただいて、夏至祭の場で町内外の人たちに、ハイという言葉があるのですけれども、この言葉はやあとかこんにちはという言葉で、スウェーデン人が一番よく使う言葉だと。その程度の言葉でもいいので、会話をしていただければなというような期待感を持っております。そうすることによって当別はレクサンド、スウェーデンとやはり姉妹都市提携をし、交流を深めているということが目の当たりに実感できるのではないかとこのように私思っております。議員さんの皆さんもぜひ子どもたちにハイという言葉をかけていただければ、大変うれしいなというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

このように各学校において姉妹都市、レクサンド市の学習や外国人との交流などを通じた国際理解教育を進めながら、当別町とレクサンド市との提携交流を充実していく環境づくりに努めております。

なお、当別高校の生徒が初めてことしレクサンド高校を訪問する事業、相互交流の取り組みがございしますが、町の人材育成基金を活用した助成を活用する方向で進んでいると聞いております。また、町全体としての青少年の相互交流についてでございますが、教育委員会としては当別・レクサンド都市交流協会や町の関係部局などと連携してまいりたいというふうに考えております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（高谷 茂君） 島田君。

○13番（島田裕司君） それでは、答弁をいただきましたが、何点かについて再質問をさせていただきます。

町長の美しいまちづくりに対する理念の考え方、あるいはこの12年間やってみてのいろいろな成果等については先ほど桐井議員さんに答弁されたとおりだということで、私もそれについては了承し、またそのとおりだなというふうに聞いております。また、公共施設の美化環境整備等についても町長と私との認識は同じなのだなというふうに聞いておりま

すので、できるだけこのことについても十分今後検討されていくということですので、この時期が時期なものですから、一番本当にこの自然を体感できるというか、感じれるいい時期なので、こういう時期を逃さないで周辺の住民の方と協力しながら、ぜひ進めていただきたいというふうに、これは町政がトップがかかわろうともそういう姿勢で臨んでいただきたいというふうにお願いをいたします。

それと次に、教育委員会の関係ですけれども、青少年、特に小中学生に対するスポーツ、文化等の支援は十分しているのだという教育長の答弁であります。確かに私も昨年からも十分そういう改善するところは改善されて、できる範囲で支援をされているというふうに思っております。ただ、私が最初申し上げたように、では当別の教育としてほかの近隣の町村と比較したらどうなのだという、そういう優位性というか、当別町の教育委員会として独自にこういうことをやっているのだと、そういうことが本当にあるのかどうか、その辺はもう一度答弁していただきたいなというふうには思っております。先ほどの答弁の中でありましたけれども、全国の連盟とかに加盟している大会については、それ大会参加費用やら交通費は全額補助しているし、宿泊費については2分の1以内はやっているのだと。これについても私最初言いましたように、そういった意味では宿泊費も2分の1にする理由がやはりないのではないのかなというふうに思います。町の職員だって何か全国の大会でも行く場合は、宿泊費だってそういう規定にのっとって全額出ているわけですし、日当だって場合によっては出る。ですから、こういう全国大会あるいは全国大会に参加するような場合は、当別町としてはかなり全額宿泊費についても補助するのだという、そういう前向きな考え方を期待していたのですけれども、それらについてもぜひ検討していただきたいというふうに思います。他市町村、他の教育委員会との当別のすばらしい点があるのであれば答えていただきたいし、そういう方向で検討を目指していくのか、当別で教育を受けていてよかったと言われる、そういう体制で臨もうとするのか、そういうことも含めてご答弁いただきたいと思います。

それと、レクサンドに青少年を派遣する件ですけれども、今の答弁ですといろいろ昨年行ってきて、向こうのレクサンドのことやら、スウェーデンのことはもちろんそうでしょうけれども、レクサンドの学校教育やら実態を生徒たちにそうやって教えているのだと。環境を整えているというような意味ですけれども、それは今当別町の中学生を派遣するための環境をつくろうとしているのか、私はどうも今の答弁を聞いていて、変な言い方ですけども、大人が行って感じる感じ方とそういう青春期中学生が実際向こうに行って感じる感覚あるいは国際的な感覚というのはかなり違うというふうに思います。先ほど町長の答弁もありましたけれども、そういう若いときに海外に出て、そしてそこで得るものというのは非常に大きな財産にもなりますし、やはり青少年の交流というのは中学生が高校生になり、高校生が大学生になり、大学生が社会人になる。そうやってその町でも脈々とそういうことでつながって、結果的にはすごく長い交流につながってきたのだなというふうに思っていますので、ぜひこの交流事業についての今後の考え方として、やはり姉妹

都市30年というのがもう3年か4年後に来るわけですから、少なくともそういう視野に入れた中での派遣、当別の中学生を派遣するというのを踏まえての環境整備に進めていただきたいというふうに思っていますので、この辺についての考えをもう一度お伺いしたいというふうに思っております。

それと最後に、高校生のレクサンド高校への当別町としての支援ですけれども、人材育成基金を活用を視野に入れてというような、私も何も支援をしないということではなくてできる限りのことを、今当別町としては当別高校の生徒にも支援をしていくという考えが示されましたので、ぜひそういう形で、それが今回初めてですので、今後につがっていくように、また当別高校の生徒にもそういう自覚を持っていていただいで、その成果を当別の中学生あるいは高校生にもそういうことがフィードバックできるような、そういう支援をしていただきたいというふうに、これはお願いを申し上げて、私の再質問といたします。

○議長（高谷 茂君） 答弁調整のため10分間休憩をいたします。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時38分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

島田君の再質問に対する教育長の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（山内秀治君） 島田議員さんの再質問についてお答えをいたします。

初めに、スポーツ、文化活動の支援についてでございますが、当別町の教育委員会としての支援のあり方について、その特殊性を持たないかというような再質問だったというふうに考えております。他市町村の支援の額等についても調べたところ、それぞれ独自の考え方をもちながら進めておりますが、当別町としてはどちらかという高いほうの部類、多くの支援額を出しているということの傾向はございます。ただ、内容あるいは支援の考え方あるいは対象などについては、今後他市町村等の動きも注視をしながら、当別町独自のものが考えられないかということについては研究を進めてまいりたいというふうに考えますので、ご理解をお願いしたいなと思っております。

また、中学生のレクサンド市の中学校との相互交流についてでございますが、私が先ほど申し上げましたように国際理解教育を進める過程の中でレクサンド市を教材に取り入れながら積極的に中学校を中心に今学習を進めているという環境づくりが今後の中学生の相互交流の環境づくりの前提になっているかということの再質問であったと思いますけれども、これについてもまずことし当別高校が初めてレクサンド市を訪問するという、高校生の相互交流が始まるというふうに受けとめておりまして、まずこのことを注視しながら

らも中学生の相互交流について当別・レクサンド都市交流協会や町の関係部局等とも連携をしながら検討してまいりたいというふうに考えております。

それから最後に、ご要望だったかなというふうに受けとめておりますけれども、今回当別高校の生徒が初めてレクサンド市を訪れるということで、こちらのほうに帰町してから、当別のほうに戻られてからどのようなフィードバックができるかというようなことについても町の関係部局と連携しながら検討してまいりたいというふうに考えております。ご理解をどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で再質問の答弁を終わらせていただきます。

○議長（高谷 茂君） 島田君。

○13番（島田裕司君） 再々質問を1点だけさせていただきます。

レクサンド市への中学生の交流事業についての質問ですが、今の教育長の答弁ですとそういう国際理解を深めながら環境づくりをしていることはあくまでも青少年交流を実施するための前提としてやっているというふうに答弁されたかというふうに、私はそういうふうに理解したわけですが、ぜひそういう実現に向けて、前向きな答弁があったというふうに思っております。もし違っているのであれば違うというふうに答弁していただきたいと思ひますけれども、ただ今回11月に当別高校の生徒が相互交流で行かれることを注視してという、何かそういう前条件があったように思ひますけれども、私はそれは違うというふうに思ひます。今まで当別町から2回ほどですが、レクサンド市に中学生を派遣した交流活動をしておりますけれども、レクサンド市側から中学生5回ほど来ているのかなというふうに私は思ひます。そういう相互交流が長く続くことによって、それが結果的には姉妹都市交流が25年以上続いているという、これは青少年交流があったからこそだというふうに私は認識をしております。ですから、当別高校の高校生の交流いかににかかわらず、これは青少年交流がもう11年もストップしているのですから、これがこのままずるととまってしまうと、当別町とレクサンド市の交流というのは自然に消滅するような、そういう衰退するような方向に向かう危険性があるというふうに私は思ひます。ですから、先ほど姉妹都市提携30周年、もうそういう準備をもしするのであれば、やはり姉妹都市30周年を当別町に来ていただくと。そういうようなことも町部局が考えているとしたら、やはり向こうから30年に来ていただくのであれば、その前に当別の青少年を派遣すると。そういう順番からいっても今度は当別から派遣する順番になっているので、そこはそういうことを前提にして、もうすぐできる話ではありませんので、そういう協議をするにしても1年や2年かかりますので、その辺の教育委員会として姉妹都市30周年を視野に入れて、その前に当別町の青少年を派遣するというようなことも前提にしながら検討をぜひしていただきたいと思ひますので、それらについてのもう一度確認の意味でのご答弁をお願ひして、再々質問を終わります。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（山内秀治君） 島田議員さんの再々質問についてお答えをいたします。

当別高校の生徒が今回初めて行くことについて、相互交流が初めてということで、私が注視したいのは高校生同士がどのような内容で交流をするのかとか、その交流の仕方はどのようにするのかとか、あるいは高校生同士の相互交流がそれぞれの市や町にどのような教育効果が上がるのかなどを注視してまいりたいというふうに考えております。そのようなことで注視をしてまいりたいということで、これが青少年の交流全体に広がった場合にもこのことは十分参考になっていくことだというふうに私は考えていたことから、そのようなコンセプトといたしますか、考え方をお示しをさせていただきました。

また、今環境づくりをしているというお話ししたのですが、中学生の交流のことが前提になっているのかということの再質問だったので、これは青少年全体を含めて、当別高校生も含めて、当別の中学生が今学んでいることがいずれは高校生になっていきますので、この町の高校生としての相互交流のときにもそのことは十分生かされていくのだというふうに私は思っております。ですから、時間を断続的に考えるのではなくて連続的に考えながら、見通しを持ちながら、そのことは大切であるというふうに考えております。

なお、中学生の相互交流については、先ほども申し上げましたように当別町とレクサンドの都市交流協会であるとか、あるいは当別町の関係部局とも十分協議していかなければならない部分でありますので、そのような考え方を踏まえて私は検討してまいりたいということでお話をさせていただいたことをご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上で再々質問の答弁を終わらせていただきます。

○議長（高谷 茂君） 以上で島田君の質問を打ち切らせていただきます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時51分

○議長（高谷 茂君） 再開します。



◎報告第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第3、報告第1号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました報告第1号 平成24年度当別町一般会

計繰越明許費繰越計算書につきまして、提案の説明を申し上げます。

平成24年度当別町一般会計補正予算第6号第2条において議決いただきました繰越明許費に係る農業水利施設保全合理化事業、当別小学校大規模改修事業及び各中学校大規模改修事業につきまして繰越計算書のとおり平成25年度会計に繰り越し、使用することについて地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第1号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、報告第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎報告第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第4、報告第2号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました報告第2号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案の説明を申し上げます。

平成24年度当別町一般会計補正予算（第7号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により平成25年3月29日付をもって専決処分いたしましたので、これを報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

本補正予算は、歳入歳出ともに1億782万円を増額し、その総額を83億2,248万1,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページと2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては、財政調整基金へ積立金2,000万円、減債基金へ積立金8,747万2,000円、まちづくり基金へ積み立て34万8,000円を増額するもので、その財源といたしましては地方交付税1億1,187万6,000円、自動車取得税交付金934万6,000円を増額し、自動車重量譲与税650万5,000円などを減額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第2号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、報告第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎報告第3号、報告第4号、報告第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第5、報告第3号、第4号、第5号は関連がありますので、一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま一括議題となりました報告第3号、当別町税条例の一部を改正する条例制定について、報告第4号、当別町都市計画税条例の一部を改正する条例制定について、報告第5号、当別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の承認を求めることにつきまして、提案の説明を申し上げます。

報告第3号、報告第4号及び報告第5号は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、当別町税条例において国税の見直しに伴い、地方税に係る延滞金、還付加算金の割合の引き下げ、個人住民税の住宅ローン控除の期日延期、拡充、固定資産税の都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に係る特例措置の創設など所要の改正を行い、当別町都市計画税条例において固定資産税の場合と同様に都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に係る特例措置の創設など所要の改正を行い、当別町国民健康保険税条例においては特定世帯等に係る国民健康保険税の軽減特例措置の延長など所要の改正を行うため、それぞれ条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第179条の第1項の規定により平成25年3月30日付をもって専決処分いたしましたので、これを報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

以上、報告3件につきましてよろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第3号、第4号、第5号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、報告第3号、第4号、第5号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎報告第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第6、報告第6号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました報告第6号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案の説明を申し上げます。

平成25年2月7日に発生した公用車の物損事故につきまして、当別町が支払う損害賠償額を33万7,050円と定め、和解することについて地方自治法第179条第1項の規定により平成25年4月12日付をもって専決処分いたしましたので、これを報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第6号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、報告第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎報告第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第7、報告第7号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました報告第7号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案の説明を申し上げます。

平成25年1月27日に発生した車両損傷事故につきまして、当別町が支払う損害賠償額を15万4,382円と定め、和解することについて地方自治法第179条第1項の規定により平成25年5月10日付をもって専決処分いたしましたので、これを報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

よろしくご審議いただきまして、ご承認をお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第7号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、報告第7号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎報告第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第8、報告第8号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました報告第8号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案の説明を申し上げます。

平成25年度当別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により平成25年5月24日付をもって専決処分いたしましたので、これを報告し、承認をいただこうとするものであります。

本補正予算は、歳入歳出ともに917万7,000円を増額し、その総額を24億1,223万6,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

今回の補正予算は、平成24年度当別町国民健康保険特別会計の収支において歳入不足となるため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成25年度会計の歳入を繰り上げて充てるため措置を講じたもので、歳出につきましては前年度繰り上げ充用金917万7,

000円を措置し、その財源として国民健康保険税に917万7,000円を増額いたしました。

よろしくご審議いただきますよう、ご承認をお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第8号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、報告第8号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎議案第1号、議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第9、議案第1号、議案第2号は関連がありますので、一括上程いたします。

提案の理由を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま一括議題となりました議案第1号及び議案第2号の関連議案につきまして、提案の説明を申し上げます。

最初に、議案第1号 平成25年度当別町一般会計補正予算（第1号）についてであります。本補正予算は歳入歳出ともに1億1,493万円を増額し、その総額を76億4,240万4,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

次に、地方債の補正につきましては3ページに記載の「第2表 地方債の補正」をご高覧いただきたく存じます。

歳出の主なものとしたしましては、ふとみ保育所施設修繕工事として2,000万円、青山交流館維持補修工事として684万3,000円、太美西4丁目線道路改良工事として600万円などを増額し、その財源としたしましては国庫支出金6,005万円、道支出金5,035万6,000円などを増額し、町債3,060万円を減額して措置いたしました。

次に、議案第2号 当別町子ども・子育て会議条例制定についてであります。子ども・子育て支援法の制定に伴い、本町の子ども・子育て支援事業計画の策定やその実施状況の進捗管理など調査、審議する機関として当別町子ども・子育て会議を設置するため、条例を制定しようとするものであります。

以上、議案2件につきましてよろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第1号、議案第2号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第1号、第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第10、議案第3号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第3号 当別町道路線変更につきまして、提案の説明を申し上げます。

当別ダム建設事業に伴い、町道中小屋線、青山中央線について及び町道長寿園線についてそれぞれ終点を変更するため、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第3号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第11、議案第4号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第4号 ロータリ除雪車購入契約につきまして、提案の説明を申し上げます。

本件は、平成25年5月31日に5社による指名競争入札に付したところ、ナラサキ産業株式会社北海道支社が3,286万5,000円で落札いたしましたので、同社と購入契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第4号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第12、議案第5号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第5号 平成25年度当別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに262万5,000円を増額し、その総額を24億1,486万1,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては、総務費262万5,000円を増額するもので、その財源といたしましては国庫支出金262万5,000円を増額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第5号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第6号、議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第13、議案第6号、議案第7号は関連がありますので、一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま一括議題となりました議案第6号及び議案第7号、関連議案につきまして、提案の説明を申し上げます。

議案第6号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更の協議について及び議案第7号 北海道市町村総合事務組合規約の変更の協議についてであります。いずれも組織する団体に変更が生じるため、地方自治法第286条第1項の規定により協議するため同法第290条の規定に基づき議会の議決を得ようとするものであります。

以上、議案2件につきましてよろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第6号、議案第7号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第6号、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎閉会の議決

○議長（高谷 茂君） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。
会議規則第7条の規定により、本日で閉会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（高谷 茂君） これで本日の会議を閉じます。
平成25年第3回当別町議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

（午後 2時14分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成25年 月 日

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員